

デンソーテングループ エコビジョン

I.コミットメント（～2050年）

デンソーテングループは、環境と経済の両立が経営の重要課題と認識し、全ての企業行動を通じて、環境・エネルギー問題の解決と自然との共生を図り、人と車と環境のよりよい関係づくりを推進します。また社会が直面する重要環境課題に果敢に挑戦し持続可能な地域・社会に向けた、新たな環境価値を創造し、地球を守り、次世代に明るい未来を届けます。

コミット 2050：温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成する（ゼロエミッション）

II.環境方針（～2025年）

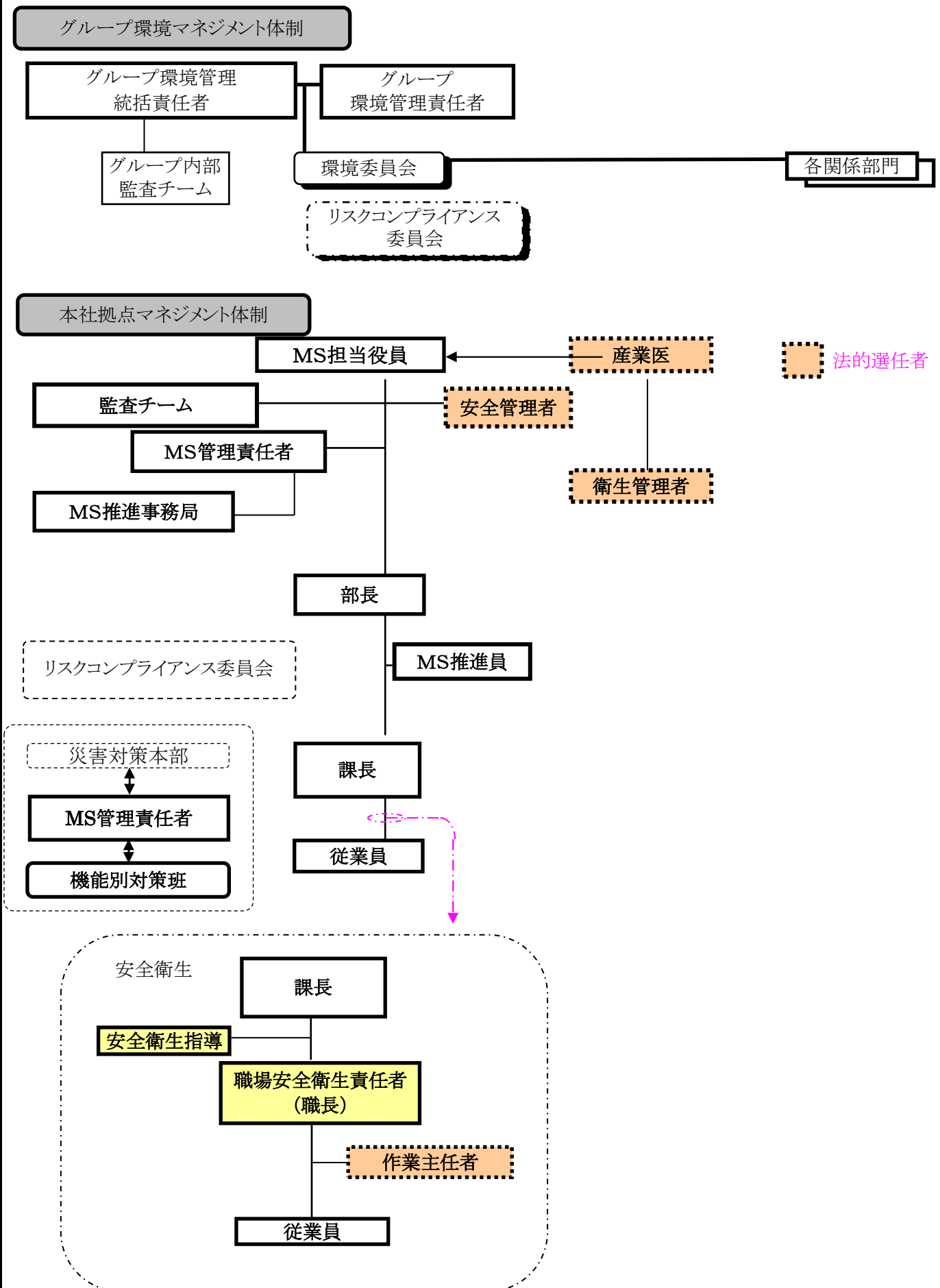
グローバルに構築した環境マネジメントシステムの枠組みを通じて、デンソーグループのエコビジョンを環境取り組みプランに反映し推進します。

ターゲット3	基 本 方 針	コ ミ ッ ト 2025
エネルギー 1 / 2	地球温暖化やエネルギー・資源問題を解決する技術で、地球環境の持続的な維持に貢献します。	・車の CO ₂ 半減に貢献 ・工場のエネルギーハーフを推進
クリーン×2	全てのステークホルダーの皆様安心して頂けるよう、順法はもとより、継続的改善を進め社会と共に成長する企業であり続けます。	・有害化学物質の影響や排出物・廃棄物・水使用量の半減を推進 ・自動車の排出ガス低減技術の開発
グリーン×2	豊かな自然を次世代に引き継ぐため、自然との共生を目指した企業活動を通して、自然の叡知・恩恵を分かち合う社会を実現します。	・環境に貢献する事業の推進・製品開発 ・緑化の推進

カテゴリー	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容
エコプロダクツ (事業・製品領域)	・車の燃費向上に寄与する環境貢献事業・技術開発ならびに製品環境配慮設計を推進します。 ・サプライチェーンを通じて製品の含有化学物質管理を徹底するとともに、グローバルな規制動向を早期に把握し規制物質の自主的な代替対応を推進します。
エコファクトリ (工場・物流領域)	・脱炭素社会実現に向けたエネルギー効率の向上、地球温暖化対策を推進します。 ・循環型社会への貢献に向け、3R（Reduce/Reuse/Recycle）徹底により、排出物削減、リサイクル率の向上に努めます。 ・各国各地域の水環境事情を考慮した水使用量削減活動等を推進します。 ・有害物質の環境リスク低減と使用削減対策を推進します。 ・生産の上下流におけるグリーン物流を推進します。
エコフレンドリー (人とからし)	・社員一人ひとりが「地球環境の維持」にこだわり、使命をもって持続可能な社会を目指した行動を自ら実践していけるよう、環境教育を充実します。 ・家庭でも節電やエコドライブにつとめエネルギー使用を削減します。 ・生物多様性保全の活動を含めた地域・社会への環境貢献活動を推進します。
エコマネジメント (しくみ・情報発信)	・環境マネジメントシステムを継続的に改善し、マネジメント手法のブラッシュアップに努めるとともに、環境経営の基盤強化ならびに環境価値創造に努めます。 ・環境リスクをミニマム化し、あらゆるステークホルダーへの積極的な情報発信を行います。

2. 環境保全に関する組織

図1 全社環境管理体制



3. 当該年度の重点取組目標・計画

CONFIDENTIAL

環境法規制に対するコンプライアンス遵守

<目標>

- ・コンプライアンス違反0件

<取り組み内容>

- ・環境に関する法改変情報の収集、適用有無の調査検討、関係拠点への展開

2025年度環境保全計画書

イ. 公害防止対策の目標および管理目標値

	目 標
大気汚染防止策	◆「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」を遵守する。 別表1に記載するばい煙発生施設からの排出規制の遵守を確実にするため、自主管理基準値を定め、遵守する。
水質汚濁防止対策	◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」を遵守する。 〔 現在、当事業所には水質汚濁防止法に基づく特定施設は無く、事業所からの排水は全て公共下水道へ接続している。 〕 下水道法及び神戸市下水道条例に基づき、別表2に記載する下水道への排除基準の遵守を確実にするため、自主管理基準値を定め、遵守する。 ◆公共用水域の環境保全のため、雨水排水についても自主管理基準値を定め、遵守する。
騒音防止対策	◆「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)第4種区域基準値より更に5dB厳しい値を自主管理基準と定め、遵守する。 〔 当事業所は騒音規制法の適用外地域「工業専用地域」であるため法の規制は受けていない。 〕
振動防止対策	◆「振動規制法」第4種区域基準値より更に10dB厳しい値を自主管理基準値と定め、遵守する。 〔 当事業所は振動規制法の適用外地域「工業専用地域」であるため法の規制は受けていない。 〕
産業廃棄物の適正処理	◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守する。

別表1 ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

施設名	自主基準値 排出口最大許容濃度自主基準値		
	硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	ばいじん (mg/Nm ³)	窒素酸化物 (ml/Nm ³)
第1ボイラー	—	1.0	60
第2ボイラー	—	1.0	60
第3ボイラー	—	1.4	60
第4ボイラー (自主管理施設)	—	1.8	60
ガス発電装置 (自主管理施設)	—	— 故障(撤去予定)	— 故障(撤去予定)

注1 硫黄酸化物の自主基準値

ボイラーの使用燃料はすべて都市ガスであり、硫黄成分を含まないので、使用燃料に変更が生じないかぎり測定項目から除外している。

注2 自主基準値の設定方法

適用を受ける「大気汚染防止法」「兵庫県条例」「環境の保全と創造に関する条例」の内、最も厳しい値を基準として以下の方法で設定する。

自主基準値は「規制値」の80％値とする。

別表2 排水に係る水質目標値

①汚水

項目			自主基準値 [mg/L]	備 考	
				自主基準値の根拠	定期的測定の実施
法令排水基準設定項目（環境項目）	1	フェノール類	4.0以下	注3	○
	2	銅及び化合物	2.4以下		○
	3	亜鉛及び化合物	1.6以下		○
	4	鉄及び化合物	8.0以下		○
	5	マンガン及び化合物	設定しない		測定不要
	6	クロム及び化合物	設定しない		測定不要
	7	フッ素	設定しない		測定不要
	8	アンモニア	設定しない		測定不要
一般項目	9	pH	5.0～9.0		○
	10	BOD	480以下		○
	11	SS	480以下		○
	12	ヘキサン抽出、動植	24以下		○
	13	ヘキサン抽出、鉱物	4.0以下		○
	14	ほう素	設定しない		測定不要

注3 自主基準値の設定方法

- ① 自主基準値は「下水道への排除基準値」の80％値とする。
- ② 実測の結果、測定限界値以下の場合は限界値を実測値とみなす。
- ③ 実測の結果、3年間連続して測定限界値以下となった項目については測定不要とする。但し、化学物質アセスメントの結果、新規取扱物質による測定値の著しい変化が予測される場合は該当項目を測定項目に戻す。

②雨水

自主基準値			自主基準値	備 考	
項目			[mg/L]	自主基準値の根拠	定期的測定の実施
法令排水基準設定項目（環境項目）	1	フェノール類	設定しない	注4	測定不要
	2	銅及び化合物	2.4以下		○
	3	亜鉛及び化合物	1.6以下		○
	4	鉄及び化合物	設定しない		測定不要
	5	マンガン及び化合物	設定しない		測定不要
	6	クロム及び化合物	設定しない		測定不要
	7	フッ素	設定しない		測定不要
	8	ほう素	設定しない		測定不要
健康項目	9	カドミウム化合物	設定しない		測定不要
	10	シアン化合物	設定しない		測定不要
	11	有機リン化合物	設定しない		測定不要
	12	鉛及び化合物	0.1以下		○
	13	六価クロム化合物	設定しない		測定不要
	14	砒素及び含有量	設定しない		測定不要
	15	総水銀含有量	設定しない		測定不要
	16	アルキル水銀含有量	設定しない		測定不要
	17	PCB	設定しない		測定不要
	18	アンモニア	設定しない		測定不要
一般項目	19	pH	5.0～9.0		○
	20	COD	128以下		○
	21	SS	480以下		○
	22	ヘキサン抽出. 動植	設定しない		測定不要
	23	ヘキサン抽出. 鉱物	設定しない		測定不要

注4 自主基準値の設定方法

- ① 自主基準値は「下水道への排除基準値」の80%値とする。
- ② 実測の結果、測定限界値以下の場合は限界値を実測値とみなす。
- ③ 実測の結果、3年間連続して測定限界値以下となった項目については測定不要とする。但し、化学物質アセスメントの結果、新規取扱物質による測定値の著しい変化が予測される場合は該当項目を測定項目に戻す。

ウ. 目標達成のために講ずる処置・対策

目 標 項 目		目 標 達 成 の た め に 講 ず る 措 置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
大気汚染防止対策	ばい煙の排出規制の遵守	・ばい煙発生施設の日常点検の実施 ・比較的クリーンな燃料(都市ガス)の利用 ・社内ごみ焼却の中止継続(2000年6月焼却炉撤去) ・新規導入時に環境関連施設アセスメントを実施 ◆ 環境性能および発生源対策の必要性を評価し、対策指示を行う。 ・別表3「排出ガス中のばい煙濃度等測定計画により、定期的に自主管理基準値の遵守状況を確認
水質汚濁防止対策	公共下水道への排除基準の遵守	・製造に関わる工程排水全廃(現状)の維持 ・生活排水に関わる業務用洗剤等の化学物質アセスメントの実施 ・別表4「排水の汚染状態測定計画」により、定期的に自主管理基準値の遵守状況を確認
	公共用水域の環境保全 (雨水排水自主基準の遵守)	・有害物質取扱作業教育の実施 ・構内における有害物質漏洩事故の予防対策および事故時の処置用具の常備と訓練の実施 ・別表4「排水の汚染状態測定計画」により、定期的に自主管理基準値の遵守状況を確認
騒音防止対策	周辺地域の環境基準への配慮	・特定施設の日常点検の実施 ・新規導入時に環境関連施設アセスメントを実施 ・職場環境測定の実施 ・敷地境界線での定期的な騒音測定の実施
振動防止対策	周辺地域の環境基準への配慮	・特定施設の日常点検の実施 ・新規導入時に環境関連施設アセスメントを実施 ・職場環境測定の実施 ・敷地境界線での定期的な振動測定の実施
産業廃棄物対策	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守	・廃掃法の分類に基づく分別、搬出等の取扱作業教育の実施 ・廃棄物処理業者現地監査の実施

別表3 排出ガス中のばい煙濃度等測定計画

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
1	硫黄酸化物の濃度	使用燃料に硫黄成分を含有していないのでこの前提条件が継続している間は測定不要とする			
2	窒素酸化物の濃度	2回／年	ボイラー (No.1.2.3.4)	JIS K 0104	
3	ばいじんの濃度	1回／5年	同上	JIS Z 8808	

別表4 排水の汚染状態測定計画

①汚水

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
項目（環境項目） 法令排水基準設定	1 フェノール類	1回／年	第8、第9排水口	JIS K 0102	
	2 銅及び化合物	1回／年	同上	同上	
	3 亜鉛及び化合物	1回／年	同上	同上	
	4 鉄及び化合物	1回／年	同上	同上	
	5 マンガン及び化合物	—	—	同上	測定不要
	6 クロム及び化合物	—	—	同上	測定不要
	7 フッ素	—	—	同上	測定不要
	8 アンモニア	—	—	同上	測定不要
項目（一般項目） 法令排水基準設定	9 水素イオン濃度(pH)	1回／年	同上	同上	
	10 生物化学的酸素要求量(BOD)	1回／年	同上	同上	
	11 浮遊物質(SS)	1回／年	同上	環告59号8	
	12 ヘキサン抽出、動植	1回／年	同上	JIS K 0102	
	13 ヘキサン抽出、鉍物	1回／年	同上	同上	
	14 ほう素	—	—	—	測定不要

②雨水

		測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
項目 法令 否 規制 項目 (環境 項目)	1	フェノール類	—	—	JIS K 0102	測定不要
	2	銅及び化合物	1回／年	1号、 2号雨水	同上	
	3	亜鉛及び化合物	1回／年	同上	同上	
	4	鉄及び化合物	—	同上	同上	測定不要
	5	マンガン及び化合物	—	—	同上	測定不要
	6	クロム及び化合物	—	—	同上	測定不要
	7			—	同上	測定不要
	8	ほう素	1回／年	同上	同上	
項目 法令 否 規制 項目 (一般 項目)	9	カドミウム化合物	—	—	同上	測定不要
	10	シアン化合物	—	—	同上	測定不要
	11	有機リン化合物	—	—	同上	測定不要
	12	鉛及び化合物	1回／年	同上	同上	
	13	六価クロム化合物	—	—	同上	測定不要
	14	砒素及び含有量	—	—	同上	測定不要
	15	総水銀含有量	—	—	環告59号3	測定不要
	16	アルキル水銀含有量	—	—	環告59号4	測定不要
	17	PCB	—	—	環告59号5	測定不要
	18	アンモニア	—	—	環告59号5	測定不要
項目 法令 否 規制 項目 (環境 項目)	19	pH	1回／年	同上	JIS K 0102	
	20	COD	1回／年	同上	同上	
	21	SS	1回／年	同上	環告59号8	
	22	ヘキサン抽出. 動植	—	—	JIS K 0102	測定不要
	23	ヘキサン抽出. 鉱物	—	—	同上	測定不要

2. 環境保全活動に係る計画

ア.複数年次に係る環境保全活動計画

	分 野	項 目	目 標
1	燃費性能の向上	・製品貢献の拡大 世界に先駆けてエネルギー消費・CO2排出量削減に貢献する製品を送り出し、くるま社会の環境負荷低減を牽引する	定量目標無し
2	ミニマムCO2モノづくり	・モノづくりCO2削減 生産における付加価値額あたりのCO2排出量を2025年度末までに2012年度比30%削減する。(グローバル)	5,592t-CO2/年以下(係数:0.453) 神戸本社のみの数値目標
		・モノづくりCO2削減 物流における売上高あたりのCO2 排出量を2025年度末までに2012年度比13%削減する	2012年度比13%削減
3	エコマテリアル&ローエミッション	・製品環境負荷物質の管理・削減 製品の環境負荷物質の世界帰省動向を見据え、環境負荷最小化を通じて全てのステークホルダーに安心を届ける活動を推進する	製品環境負荷物質規制違反数0
4	ミニマム環境負荷生産	・資源有効利用の促進 付加価値額あたりの排出物(廃棄物)を2025年度末までに2012年度比20%削減する(グローバル)	193t/年以下 神戸本社のみの数値目標
		・環境負荷物質の低減 新技術開発(レス化、代替化)、使用量最適化、回収・再利用等による環境中に排出される化学物質の環境負荷を削減する	増加抑制目標
5	自然共生アクション	・自然共生と人づくり 自然と共生する活動を通じて、自然を大切に思い行動できる人づくりの促進	年度計画に基づく環境活動実施
6	環境価値創造のマネジメント	・環境と経営の一体化 製品EMSと製造EMSを融合したデンソーテングループEMSを着実に回し、ライフサイクル視点、源流管理により、デンソーテングループ従業員一人ひとりが地球環境を改善し環境経営を強化する	EMS実践率100%維持
		・環境リスクのミニマム化 環境リスク低減活動を通じたコンプライアンスの徹底	環境法令違反・環境異常・事故0
7	カーボンニュートラルへの取組み	・工場CO2排出ゼロ、モビリティ製品のCO2排出減、エネルギー利用(CO2回収・再利用)でのマイナスにより、全体として2035年度CO2排出ゼロを目指す。	・2025年度CO2排出ゼロ(ガスクレあり) ・2035年度CO2排出ゼロ(ガスクレなし)

3. 地球温暖化対策に係る計画

ア. 前年度(2024年度)の電気・燃料等の使用量及び今年度(2025年度)使用予定量

	燃料・焼却物等の種類	単位発熱量(MJ)	前年度(2024年度)使用量等	今年度(2025年度)使用予定量	単位	排出係数	排出量(kg-co2)	
							前年度実績(2024年度)	今年度予定(2025年度)
燃料の使用	原料炭	—	0	0	kg	—	0	0
	一般炭	—	0	0	kg	—	0	0
	A重油	—	0	0	L	—	0	0
	B重油	—	0	0	L	—	0	0
	C重油	—	0	0	L	—	0	0
	LPG	—	0	0	kg	—	0	0
	都市ガス	46.1	405,823	403,295	m3	2.171	881,042	875,553
	その他(廃棄物等)	—	0	0	kg	—	0	0
電気事業者から供給された電気の使用		—	10,478,811	10,413,542	kwh	0.453	4,746,901	4,717,335
熱供給事業者から供給された熱の利用		—	0	0	MJ	—	0	0
合 計		—	—	—	—	—	5,627,943	5,592,888

イ. 基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、今年度及び次年度の二酸化炭素の排出

削減目標(その他温室効果ガスが発生している場合はその排出量、排出削減目標も含む。)

温室効果ガス	排出量(t-co2)		削減目標(t-co2)		削減率(%)	
	基準年度(1990年度)	前年度(2024年度)	今年度(2025年度)	次年度(2026年度)	今年度(2025年度)	次年度(2026年度)
二酸化炭素	6,762.4	5,627.9	5,592.9	5,537.0	-17.3	-18.1
メタン	0	0	0	0	0	0
一酸化二窒素	0	0	0	0	0	0
HFC	0	0	0	0	0	0
PFC	0	0	0	0	0	0
六フッ化硫黄	0	0	0	0	0	0
合計	6,762.4	5,627.9	5,592.9	5,537.0	-17.3	-18.1

ウ. 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
エネルギーの使用の合理化	LED照明への切替	15-CO2
	空調更新	
	省エネ巡回によるパトロール	
その他	従業員の節電意識向上の取り組み	15-CO2